平成２２年（フ）第９６５号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺15番地
破産者　有限会社魚常商店
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３７１号
長崎県長崎市琴海形上町1766番地３、旧住所佐賀県小城市小城町岩蔵6533番地51
破産者　大塚養豚こと　大塚　　博
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６０号
北海道千歳市富士４丁目３番16号
破産者　岡本　　豊
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
秋田県山本郡三種町大口字釜谷31番地
破産者　梅田　幹雄
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２９３３号
名古屋市名東区牧の原１丁目1314番地　プロクシィスクエア牧の原101号
破産者　八幡設備工業こと　岡田　吉生
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４４号
愛知県豊田市今町７丁目48番地１
破産者　大冨　　晃
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５２号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―412号
破産者　長谷川信夫
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９２６号
大阪府枚方市田口山１丁目28番１―405号、開始決定時の住所大阪府枚方市田口山１丁目28番１号
破産者　安谷　典子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４１号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番82号
破産者　橋本　　和
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２３号
神戸市垂水区清水が丘３丁目11番１―107号、開始決定時の住所神戸市垂水区学が丘１丁目11番８号
破産者　木田　嘉一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４３号
神戸市東灘区森南町２丁目１番５―301号、開始決定時の住所神戸市須磨区高倉台５丁目12番18号
破産者　堂山　博史
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３８号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番５―105号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目12番24号
破産者　司法書士冨永事務所こと　冨永　孝司
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１５号
兵庫県尼崎市立花町２丁目14番１号サニーコート103号、前住所兵庫県西宮市一ケ谷町６番８―303号
破産者　西森　大高
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３号
北海道岩見沢市西川町520番地13
破産者　関　　明彦
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１０３号
京都市山科区西野山百々町242番地12　インサイトコート西野山101号
破産者　井ノ内靖朗
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８０号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　14号棟405号室
破産者　阿部　　亨
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係